

## 公売保証金の振込みについての注意事項

1 公売保証金の振込みは、期間入札に係る入札者でなければできませんので注意してください。

※ 公売保証金の振込人と期間入札に係る入札者とが異なる場合は、入札が無効となります。

2 公売保証金は、期間入札に係る入札期間の満了までに、沖縄国税事務所が指定した預金口座に入金済となる必要があります。この振込みに関しては、必ず「電信」としてください。また、振込手数料については、入札者の負担となります。なお、振込みは郵送による期間入札の入札期間内にお問い合わせいたします。

注1) 振込みに当たっては、振込者（入札者）の氏名（名称）の前に必ず「売却区分番号」を記載してください。複数の公売財産を入札する場合は、「売却区分番号」ごとに公売保証金を入金（振込み）してください。

（記載例）「1234-1 国税太郎」 「2345-10 株式会社納税商事」など

注2) 期間入札に係る入札期間内に、主任歳入歳出外現金出納官吏の普通預金口座への入金が確認できない場合は、入札は無効となります。

3 「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の太い枠内を必ず記載するとともに、振込みを依頼した金融機関から交付された「振込金受領書(原本)」を、公売保証金振込通知書兼払渡請求書の所定の位置に貼付してください。公売保証金の入金の確認後、領収証書を郵送いたします。

公売保証金は、納付後、その取消し又は変更はできませんので、注意してください。

※ 誤って公売保証金を振り込んだ場合は、改めて入札予定の公売物件に係る公売保証金を振り込んでください。

なお、誤って振り込んだ公売保証金につきましては、開札期日後に返還を行います。

4 開札の結果、最高価申込者等とならなかった場合は、公売保証金振込通知書の公売保証金の返還請求欄に記載された金融機関の口座へ振込みにより返還します。（※公売保証金の返還は、開札終了後(次順位買受申込者が納付した公売保証金は最高価申込者の買受代金納付後)、3週間程度かかる場合があります。）

（注） 公売保証金振込通知書兼払渡請求書の「公売保証金の返還請求欄」の「振込先の金融機関名」、「口座番号」及び「氏名（名称）」の各欄を記載するとともに、「預貯金の種別」欄の該当事項を○で囲んでください。

5 公売保証金(買受代金)の振込先(主任歳入歳出外現金出納官吏の普通預金口座)は、次のとおりです。

公 売 保 証 金 の 振 込 先	金融機関	琉球銀行 本店営業部
	預金の種類	普通預金
	口座番号	345811
	口座名義人	沖縄国税事務所 主任歳入歳出外現金出納官吏 財務事務官 畑村 吉信 (オキナワコケ イジムシヨ シュンサイニョウシヨツカ イゲンキンスイウカニ サイムジムカン ハムラヨシノブ) ※口座名義人は人事異動により変更される場合がありますのでお問い合わせ下さい。

※ この口座は沖縄国税事務所の期間入札公売用の振込口座ですので、沖縄国税事務所の期日入札公売や税務署等が実施する公売には利用できません。

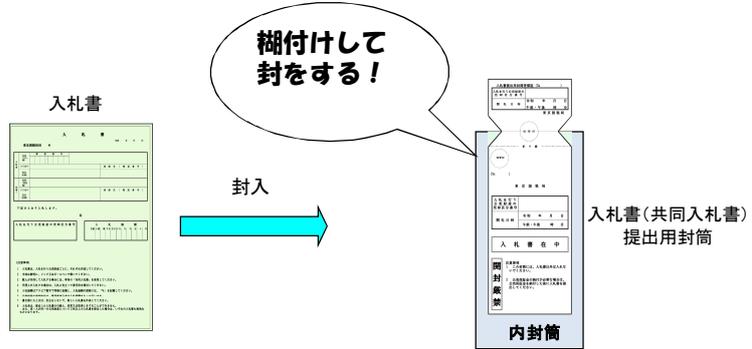
# 期間入札による公売手続きの流れ

## ① 公売保証金の提供※「振込」のみ

【保証金の振込期間】 公売公告翌日～令和5年4月14日(金)16:00 (着金)

## ② 入札書の作成

入札書等提出書類の様式は、「不動産詳細情報」画面からダウンロードしてください。

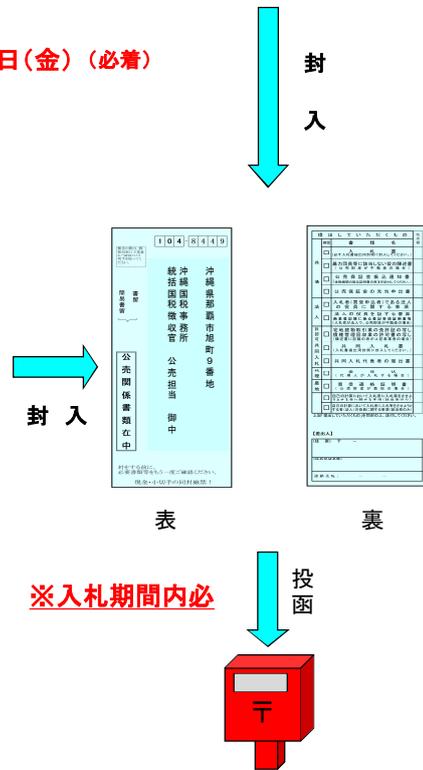


## ③ 入札書等の提出

【入札期間】 令和5年4月10日(月)～令和5年4月14日(金) (必着)

入札書等(上記②の書類)以外の必要書類

- 共通
  - ・ 公売保証金振込通知書兼払渡請求書
  - ・ 公売保証金の充当申出書
  - ・ 暴力団等に該当しない旨の陳述書
- 入札者が法人の場合
  - ・ 入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項
  - ・ 入札時の法人の役員を証する書面(※1)  
(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の原本)
- 自己の計算において入札者に入札等をさせようとする者がいる場合(※2)
  - ・ 自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項
  - ・ 自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項
- 陳述書に記載の者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の場合
  - ・ 宅地建物取引業の免許証等の写し
  - ・ 債権管理回収業の許可証等の写し
- 代理人が入札する場合
  - ・ 委任状
- 共同入札する場合
  - ・ 共同入札代表者の届出書
- 公売財産が買受適格証明書を要する農地の場合
  - ・ 買受適格証明書



※1 登記情報提供サービスにて取得した書類は、法人の役員を証する書面ではありません。

※2 「自己の計算において入札者に入札等をさせようとする者」とは、公売不動産を取得することによる経済的利益が実質的に帰属する者のことをいいます。  
例えば、当初から公売不動産を取得する目的で第三者に公売不動産を取得するための資金を提供し、当該第三者がその資金を提供した者のために入札等をした場合におけるその資金を提供した者は、自己の計算において当該不動産の入札等をさせようとした者に該当します。

## ④ 開札

令和5年4月19日(水) 午前10時

最高価申込者の決定

「最高価申込者の決定通知書」の送付

## ⑤ 買受代金の納付※「振込」のみ

納付期限 令和5年5月10日(水) 午後4時

売却決定

「売却決定通知書」の送付

## ⑥ 権利移転手続

権利移転手続は、買受人からの必要書類到着後、順次行います。(詳細は、「売却決定通知書」送付時に手引きを同封します。)

移転登記